

# 新宿区教育委員会会議録

## 令和8年第4回定例会

令和8年4月3日

新宿区教育委員会

令和8年第4回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和8年4月3日(金)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時40分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	鴨 川 明 子
委 員	古 笛 恵 子	委 員	年 綱 和 代
委 員	的 場 美 規 子	委 員	津 田 晃 男

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 竜 多	中央図書館長	稲 川 訓 子
教育調整課長	徳 永 創	教育指導課長	波 多 江 誠
主任指導主事	北 中 啓 勝	統括指導主事	池 田 知
教育支援課長	菊 地 ゆ み	統括指導主事	牧 田 裕 一
学校運営課長	高 橋 和 孝		

書記

教 育 調 整 課 主 査	古 市 将 貴	教 育 調 整 課 係 長	大 原 颯 人
---------------	---------	---------------	---------

## 議事日程

### 議案

日程第1 第20号議案 (仮称)「新宿区教育ビジョン(第三期)」の策定方針について

日程第2 第21号議案 新宿区社会教育委員の委嘱について

### 報告

- 1 教育委員会事務局幹部職員の人事異動について(次長)
- 2 令和8年第1回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について(次長)
- 3 令和8年度「新宿区立図書館を使った調べる学習コンクール」の実施について(中央図書館長)
- 4 その他

---

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和8年新宿区教育委員会第4回定例会を開会いたします。

本日の会議は全員出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、古笛委員にお願いいたします。

○古笛委員 承知しました。

---

◆ 報告1 教育委員会事務局幹部職員の人事異動について

○教育長 本日の進行につきましては、4月1日付で事務局幹部職員の人事異動がございましたので、初めに報告1の報告を受けます。

その後、日程第1 第20号議案について説明を受け、審議を行います。

次に、日程第2 第21号議案について説明を受け、審議を行います。

なお、この後の説明及び答弁については、着座にてお願いいたします。

それでは、初めに事務局から報告をお願いします。

○次長 報告1を御覧ください。令和8年4月1日付、人事異動の幹部職員を紹介させていただきます。

初めに、中央図書館長、稲川訓子、福祉部地域福祉課長からの異動昇任でございます。

○中央図書館長 よろしくお願ひいたします。

○次長 次に、教育指導課長、波多江誠、新宿区立早稲田小学校校長からの異動です。

○教育指導課長 よろしくお願ひします。

○次長 次に、教育支援課統括指導主事、牧田裕一。千代田区立お茶の水小学校副校長からの異動です。

○教育支援課統括指導主事 よろしくお願ひします。

○次長 なお、参考に前任者の異動先につきましては、下の表に記載をしておりますので、御参照いただければと思います。

以上でございます。本年度もよろしくお願ひいたします。

○教育長 説明が終わりました。令和8年度の教育委員会事務局の幹部職員の紹介をしていただきました。

何か御発言がある方はいらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 それでは、事務局の皆さん、どうぞよろしく願いいたします。

---

◎ 第20号議案 (仮称)「新宿区教育ビジョン(第三期)」の策定方針について

◎ 第21号議案 新宿区社会教育委員の委嘱について

○教育長 「日程第1 第20号議案 (仮称)「新宿区教育ビジョン(第三期)」の策定方針について」、「日程第2 第21号議案 新宿区社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

それでは、第20号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 本年度もよろしく願いいたします。

私から、「第20号議案「(仮称)新宿区教育ビジョン(第三期)」の策定方針について」御説明いたします。

現在の新宿区教育ビジョンは、新宿区の目指す教育とその実現のため、平成20年2月に策定したものでございますが、策定から8年が経過し、この間の教育をめぐる状況の変化を的確に捉えるとともに、今年度に予定されております学習指導要領の改訂を踏まえたものにしていくということが必要と考えておまして、新たな新宿区教育ビジョンの策定に向け、本日は、その策定方針についてお諮りするものでございます。

それでは、議案を1枚おめくりいただきまして、資料を御覧ください。

1、基本的な考え方です。

教育ビジョンは、教育目標を達成するために今後取り組むべき課題を整理し、新宿区の目指す教育とその実現のための施策や事業を総合的かつ体系的に明らかにするものとして策定いたします。

教育ビジョンの構成といたしましては、策定趣旨、施策体系、それから教育ビジョンの内容、ここでは現状と課題、取組の方向性、個別事業など、こういったもので構成してまいります。

この教育ビジョンの位置づけですが、教育基本法第17条第2項に定める「教育振興基本計画」として位置づけるものでございます。

また、その計画期間につきましては、10年間、令和10年度から19年度と考えてございます。

次に、策定の視点でございます。

教育ビジョンの策定に当たっては、これから申し上げるような視点に立ち、策定を進めて

まいります。

(1)として、教育をめぐる状況の変化に伴う新たな課題に的確に対応するとともに、学習指導要領の改訂の内容を踏まえる。

(2)として、新宿区教育大綱の理念を踏まえる。

(3)として、新宿区基本構想や総合計画・実行計画と整合を図るとともに、その他関連計画と連携する。

(4)として、こども基本法の趣旨を踏まえ、子ども、保護者等の意見を反映させる。

(5)として、教育目標を達成するため、新宿区の目指す教育として、3つの柱をベースに策定する。柱1としては、子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現、柱2としては、新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現、柱3としては、時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現というところでございます。

続いて、裏面を御覧いただきまして、3の策定の時期でございます。

令和10年2月を予定してございます。

4の策定方法についてでございますが、新宿区教育ビジョン検討会議で策定を進めてまいります。教育ビジョンの策定につきましては、教育委員会において協議し、決定するものがございます。

5の策定スケジュールでございます。

まず、令和8年度、今年度中のところでございますと、4月になりまして、教育ビジョン検討会議を設置してまいります。また、策定方針に基づく教育ビジョンの検討をし、また各種意見聴取の実施をやってまいります。年度の終わり3月には、各種意見聴取の結果の御報告をさしあげます。また、教育ビジョンの骨子についても同じく御報告をさしあげることと考えてございます。

続いて令和9年度、来年度に入ってからでございますが、骨子をベースに肉づけをしていて、素案の形で御決定いただくのが10月というふうに考えてございます。その10月から11月にかけては、この教育ビジョン（素案）のパブリック・コメントと説明会を実施してまいり、令和10年2月に策定というような運び方をしてまいろうと思っております。

最後に、議案の1枚目、もう一度お戻りいただきまして、提案理由でございます。

(仮称)「新宿区教育ビジョン（第三期）」の策定に向けた教育委員会の方針を定める必

要があるためでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**教育長** 説明が終わりました。第20号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

私から1点質問です。令和8年4月からといったところで、各種意見聴取の実施ということで多くの意見をいただきながらつくっていくということは大変素晴らしいと思うのですが、具体的に話せることがあったら、お願いいたします。

○**教育調整課長** 各種意見聴取の具体の中身について、現在考えているところでございますけれども、まず1つはウェブアンケートの形を取りまして、今年7月ないし8月の頃に子どもやその保護者の方々、あるいは教員の方々に対する意見聴取を行う予定でございます。

また、同じく今年の夏には、もともと区全体で行っている新宿区の区民意識調査がございますけれども、こちらの中に教育ビジョンのための設問を設けていただいて、それも行っていこうと思っています。

さらに、社会教育委員の会議が別でございますが、こちらでも現在の教育ビジョン策定時にも御意見頂戴してございますので、そういった約10年前の策定時のときと同様に、社会教育委員の会議の皆様にも御意見を頂戴しようと考えているところでございます。

○**教育長** ありがとうございます。たくさんの方の意見が反映できるようなビジョンになるといいなと思います。

ほかに何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○**教育長** ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第20号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○**教育長** 第20号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第21号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○**教育調整課長** それでは、「第21号議案 新宿区社会教育委員の委嘱について」御説明いたします。

本議案は、第25期の新宿区社会教育委員を委嘱するものでございます。

1枚おめぐりいただき、名簿を御覧ください。

第25期新宿区社会教育委員名簿との表題の下に任期を記載しております。任期は新宿区社

会教育委員条例第4条の規定に基づき2年でございまして、今回の25期の任期につきましては、令和8年4月7日から令和10年4月6日までになります。

なお、委員の再任については妨げないというものになってございます。また、委員の定数でございますが、条例3条の規定に基づき10名以内となっております。

次に、委員の区分につきまして、この名簿の一番右側でございますけれども、まず学識経験者として3名の方、次の社会教育の区分では、新宿区スクール・コーディネーター連絡会と地域協働学校運営協議会から、それぞれ1名の方、その次の家庭教育の区分では、早稲田ミュージックラボ、落合三世代交流を育てる会、新宿区家庭教育グループ連絡会から各1名、そして学校教育の区分では、小学校長会と中学校長会からそれぞれ1名となっております。合計で10名でございます。

今回の委員では、上から5番目の新宿区立西戸山小学校学校運営協議会代表の浅井春夫氏、そして7番目の落合三世代交流を育てる会副代表の延本恭子氏、9番目の小学校長会の佐藤郁子校長が新たに委嘱する委員となっており、その他の委員の方々におかれましては、第24期からの継続でございます。

それでは、議案1ページ目にお戻りいただきまして、提案理由です。

社会教育法第15条第2項に基づき、新宿区社会教育委員を委嘱する必要があるためでございます。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**教育長** 説明が終わりました。第21号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

特によろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○**教育長** 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了します。

第21号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○**教育長** 第21号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了します。

---

◆ **報告2 令和8年第1回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について**

◆ 報告3 令和8年度「新宿区立図書館を使った調べる学習コンクール」の実施について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。先ほど報告1が終了しておりますので、報告2と報告3について一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○次長 それでは、報告の2になります。令和8年第1回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨を御覧ください。

I、日本維新の会・新宿区議団でございます。代表質問、古畑議員になります。

1、不適切保育・いじめ・性被害についてでございます。

(1) いじめ認知件数が0件の小学校名を伺う。また、0件の学校について第三者を含め検証する考えや、全国平均との差について第三者を含め検証する考えがあるかということ、それから、「いじめ認知を増やすこと」を明確な方針として掲げる考えがあるかということのお尋ねでございます。

答弁になります。

いじめ認知件数0件の小学校は戸塚第二小学校、落合第四小学校、西戸山小学校、新宿養護学校でございます。

スクールカウンセラーによる授業観察、教育委員会事務局及び第三者委員会の有識者による学校訪問など、多面的な確認・指導も実施していることから、第三者による検証を行う考えはないと答えてございます。

教員による日常的な観察に加え、「ふれあい月間」のアンケートやhyper-QUの結果を基に、児童・生徒の心理面や友人関係などを理解し、実態把握に努めることが重要なことであり、単に「いじめ認知を増やすこと」を明確な方針として掲げる考えはないとお答えしてございます。

(2) になります。直近5年間の子どもや保護者からの性的被害の相談件数、学校の教職員や保育園、学童クラブ等の職員による加害が疑われた件数、事実認定件数、処分件数を伺う。

また、性的被害の相談・疑い・認定・処分を常時把握し、年次推移を分析し、再発防止に反映させているのか伺うということでございます。

答弁になります。

区立学校での直近5年間の子どもや保護者からの性的被害の相談件数は合計25件で、内訳

は、令和3年度は2件、4年度は5件、5年度は8件、6年度は6件、7年度は1月末現在で4件である。

うち、教職員による加害が疑われた件数は4件で、令和3年度は0件、4年度は1件、5年度は1件、6年度は2件、7年度は0件であるということです。

東京都教育委員会が事実認定した件数及び教職員の処分を行った件数は、加害が疑われた件数と同数であるとお答えしてございます。

教育委員会では、学校や保護者から相談を受けた際には、個別の状況を踏まえた対応をするとともに、相談件数等の年次推移を把握・分析している。

年3回のサービス事故防止研修の実施やサービス事故に関する情報提供及び様々な事案に合わせた教職員への研修を行うことで、性的被害の防止に努めているとお答えをしております。

次に、Ⅲの自民・参政クラブ、代表質問、池田議員になります。

1、令和8年度の区政について。

(1) (仮称)朝の子どもの居場所づくり事業の試行実施に向けたこれまでの経過と事業の内容について伺うということでございます。

答弁です。

試行実施校については区内の地域バランスを考慮し、市谷小学校、東戸山小学校、落合第三小学校、西新宿小学校の4校で入学式翌日の4月7日から事業を開始することとした。

事業内容については、試行実施校に在籍する全学年の児童を対象とし、学校登校日の朝7時半から登校時間まで見守りを実施する。各試行実施校における見守り場所は調整を行っているところであるが、学校図書館等で読書やタブレットを使用した学習、宿題などをして過ごしていただくことを予定しているとお答えをしております。

2の中学校の部活動改革についてです。

(1)、新宿区立中学校において、今後さらに民間事業者へ委託していく方針なのか。また、教育的意義を熟知すること、安全の確保や事故が発生した場合の組織的な対応をどのように徹底していくのか、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないが、どのように指導・対処していくのかという問いでございます。

答弁になります。

教育委員会では、令和元年度から部活動指導員を配置し、令和5年度から学校部活動運営支援業務の一部を専門業者に委託し、部活動支援を行ってきた。今後も可能な限り実情に応じた部活動指導員の配置を行っていく。

民間委託事業者の部活動指導員については、各校への配置前に事前研修を実施し、配置後は巡回による指導を定期的に行っているとお答えをしております。

(2) 教育委員会として将来的に学校部活動を「地域連携」、「地域移行」のどちらの方向に進めていこうとしているのか伺う。

また、改めて今後の学校部活動支援について教育委員会の方針を伺うということでございます。

答弁になります。

学校部活動の地域展開や地域連携に向けては、運営団体・実施主体の整備、活動場所・活動場所への移動手段の確保等様々な課題がある。また、大会・コンクールの在り方や教員の兼業・兼職等関連する制度の動向、他区の状況等を注視しつつ、学校部活動の今後の方向性について検討していくと答えてございます。

次に、一般質問、青木議員の1、男女共同参画の取り組みとアンコンシャス・バイアスについて。(1) 東京都女性活躍推進条例や男女共同参画の考え方が学校教育にどのように反映されるのか伺うということでございます。

答弁になります。

区立学校では、学習指導要領に基づき、自分らしさを大切に、他者や多様な価値観を尊重して、男女が対等な立場で活躍できる人材の育成を目指している。

小学校では、特別の教科 道徳や、特別活動の学習で男女が互いのよさを認め、支え合い、男女仲良く協力して生活することの大切さを学んでいる。

中学校では、技術・家庭科の家庭分野で、家庭の仕事を家族の一員として協力や分担ができないか、より良い仕事の進め方はないかを考え、家族で役割分担について話し合うことの大切さを学んでいるとお答えをしております。

IV、新宿区議会公明党、代表質問、井下田議員からになります。

1、子どもの安全安心についてでございます。

(1)、区立学校において、いじめ対策をどのように行っているのか伺う。また、いじめ行為が発覚した場合にどのような対応を行っているのか伺うとの質問です。

答弁になります。

区立学校では、特別の教科 道徳等の授業を通して、年間3回以上のいじめに関する授業を実施しており、授業では、「いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成」などについて話し合い、考え、議論する学習を行っている。

いじめ行為が発覚した際の対応では、管理職を中心とした「学校いじめ対策委員会」で対応方針を確認し、被害児童・生徒及び関係児童・生徒に対して継続的に指導、支援するなどの対応とともに、いじめの再発防止策を確実に講じているとお答えしてございます。

(2) いじめ行為が動画撮影やSNS拡散を伴って発生した場合の初動対応や事実確認、被害児童・生徒への支援体制について伺うということです。

答弁になります。

学校は初動対応として、警察等の関係機関とも連携しながら速やかに事実関係の確認や動画等の削除依頼を行う。また、当該学校に通う児童・生徒の安全・安心な学習環境が脅かされる恐れがあるため、児童・生徒への支援として、スクールカウンセラーによる相談対応など、安全・安心の確保に向けた組織的な対応に当たると答えてございます。

(3) 区立学校では、情報モラル教育やSNSの適切な利用について、どのような指導を行っているのか。「撮らない」「拡散しない」という視点を含めた指導の必要性について、所見を伺うということでございます。

答弁です。

リーフレットでは、SNSの利用実態や、安全で上手な使い方を提示するとともに、友人の写真を勝手にネットに公開することや、うそをついたり誤情報を流したりしないことなど、児童・生徒のネット利用に関する注意喚起を行っている。

各授業では、SNSの投稿からトラブルが起きた事例動画等を用いて、誹謗中傷、個人情報の書き込み、無断の画像・映像公開などを行うと、日常生活や友人関係に取り返しのつかない大きな影響が生じることを考えさせる指導を行っているとお答えしてございます。

(4) にまいりまして、動画拡散を含むいじめ事案に対する教職員研修の充実や、学校任せにしない区としての支援体制の強化について伺うということでございます。

教育委員会では、区立学校に対して、SNS上でいじめ行為等の投稿・拡散があった際は、速やかに緊急対応を行うよう通知し、指導している。

また、SNS等におけるいじめ行為等の投稿・拡散への緊急対応については、生活指導主任会で警察等の関係機関とも連携し、迅速に事実関係を把握することや、被害児童・生徒、関係児童・生徒に対して、適切な支援ができるよう指導しているとお答えをしております。

次に、V、日本共産党新宿区議会議員団、代表質問、川村議員からになります。

#### 1、区立幼稚園の機能強化と存続について。

(1) 区立幼稚園を乳児等通園支援事業の実施拠点に加えるべきではないかと考えるが、

所見を伺うということでございます。

答弁です。

新宿区乳児等通園支援事業を実施する場合は、事業に必要な施設整備や人員配置などの課題があることから、現段階では同事業を実施する予定はないとしてございます。

(2) 区立幼稚園における弁当の提供を実施すべきであり、せめて選択制の導入をすべきと考えるが、所見を伺うということでございます。

答弁になります。

弁当給食の導入については、園児の安全と健やかな成長、家庭との連携といった点を総合的に考慮しながら、引き続き他自治体の取組を研究すると答えてございます。

(3) 入園に至らなかった方へもアンケートを実施しニーズを把握した上で、預かり保育を拡充すべきと考えるが、所見を伺うということでございます。

答弁になります。

預かり保育の全体の利用率は5割程度である。このような状態から現時点では、保護者アンケートを実施する予定はないが、今後の利用状況を踏まえながら検討していくと答えてございます。

(4) 医療的ケア児や配慮が必要な児童が在籍する場合は、学級編制基準(8人)を緩和してクラスを存続させる「合理的配慮」のルール化を求める。

また、区立幼稚園の存続を方針化するのか、所見を伺うということでございます。

答弁です。

医療的ケア児や配慮が必要な児童も集団的保育の中で教育活動を実施していくことが望ましいと考えているため、現時点で学級編制基準の緩和は考えていない。

区立幼稚園の存続については、子どもの健やかな育ちのため、引き続き規模も含めて検討を進めていくと答えてございます。

次に、2、学校及び学童クラブ等における性被害防止策についてでございます。

(1) 教室等における物理的に死角となる場所の再点検など、問題があれば、具体的な改善策を講じるべきと考えるが、所見を伺うということでございます。

答弁になります。

区立学校では、児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、これまでも管理職等による校内の巡回を毎日複数回実施している。巡回の際には、普段と変わったところはないか、危険箇所や死角となる場所がないか、児童・生徒が大人の目が届きにくいところで活動してい

ないかなどを確認していると答えてございます。

(2)にまいりまして、教職員及び関係者が私用スマートフォンを持ち込むことや撮影すること、個人的にSNSで連絡を取り合うことの禁止を、服務規律として改めて徹底すべきと考えるがということでございます。

答弁になります。

区立学校の教員を所管する東京都教育委員会では、わいせつ行為等の違反行為に対しては、減給、停職、免職などの懲戒処分をもって厳正に対処するなど、服務規定を設け、厳しい処分を課している。教育委員会では、区立学校に対して服務事故の事例や処分内容について定期的に周知するとともに、校園長会や職層研修などを通して、全ての教員に対して服務規律の徹底を求めることで、教職員の規範意識を高めていると答えてございます。

(3)にまいりまして、民間事業者に対しても、同様の規律を契約条件やガイドラインに盛り込むべきと考えるが、所見をということでございます。

答弁になります。

区立学校では、教育活動の一部に民間事業者を活用している。特に、児童・生徒に直接携わる民間事業者については、学校に配置する人材を採用する際に、学校教育の一環であることを十分認識させるとともに、服務についての事前研修を実施することや、指導員等の配置後に巡回による指導を行うことなどを求めていると答えてございます。

(4)にまいりまして、子どものSOSを早期にキャッチする相談・通報の仕組みについて、警察や児童相談所、性暴力被害者支援センターなどと連携する体制を確立すべきであり、また、教職員による聞き取りは専門機関につなぐことを最優先すべきと考えるが、所見を伺うということでございます。

児童・生徒の心身等への影響を最小限に抑えるため、学校全体で組織的に対応するほか、医療や心理、福祉等の専門家など、関係機関と連携することとしている。

教職員による聞き取りについては、「初動対応の方針」を踏まえ、初期段階の適切な対応に努めている。

警察、児童相談所等の専門機関と連携した聞き取りについては、事案に応じて適切に判断し、児童・生徒の安全・安心を最優先に対応することとしているとお答えをしております。

(5)事件発覚後だけでなく、被害者に寄り添った支援体制を構築すべきだが、所見を伺うということでございます。

答弁です。

教育委員会では、全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、緊急時には派遣するカウンセラーを増員するなど、児童・生徒のケアに努めるとともに、学級担任等と連携した継続的な面談等を通して支援を行っているとお答えをしております。

次に、VI新宿未来の会。代表質問、かなくぼ議員になります。

1、学校給食費無償化による学校給食現場の現状及び公契約条例の運用、制度基盤に係る公会計化についてでございます。

(1) 学校給食事業を取り巻く環境が、最低賃金の引上げや物価高騰の影響を受けていることをどのように捉えているか、所見を伺うということでございます。

答弁です。

学校給食事業を取り巻く環境については、物価高騰や人材の確保に課題があると認識している。また、アレルギー対応などについては、高度で専門的な知識が求められることから、学校と事業者が緊密に連携をすることで、現在の水準を保つことができている点についても認識していると答えてございます。

(2)、学校給食費無償化について、地域によって負担に差が生じている現状をどのように受け止めていて、国や都に対して財政支援や制度整備の要請をどのように進めていくのか。

また、給食調理業務の持続可能性を確保するための公会計化も含めた制度基盤を整えていく必要があると考えるが、所見を伺うということでございます。

答弁です。

給食費無償化については、全国一律の対応をすべきであり、学校給食法の改正や必要な財源措置なども含めて国が方向性を定めるべきとの考えから、これまで都と連携し国へ強く要望をしてきた。

引き続き都と連携し、国に強く要望をしていく。

教育委員会では、引き続き給食費の公会計化に関する研究を進めていくとともに、給食調理業務の持続可能性を確保するために事業者と連携を図り、安全で安心な給食を安定的に提供できるよう取り組んでいくと答えてございます。

次に、2、障害児福祉における「18歳の壁」対策及び給付制度の所得制限についてでございます。

(1) 令和9年4月に自閉症・情緒障害特別支援学級を設置予定であると承知している。

どのような経緯で設置の運びになったのか伺うということでございます。

答弁です。

教育委員会では、平成28年度から全小学校に、平成31年度から全中学校に特別支援教室「まなびの教室」を設置し、自閉症や情緒障害、注意欠陥多動性障害、学習障害のある児童・生徒の指導を行ってきた。

一方で、「まなびの教室」の指導のみでは、自閉症・情緒障害による学習または生活上の困難の改善が難しいと思われる児童・生徒に対して、連続性のある「多様な学びの場」を用意するため、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置に向けても、様々な角度から検討を進めてきた。

令和6年度には他自治体の設置校への視察や聞き取り、また令和7年度には対象となる児童・生徒の調査を行うとともに、設置候補となる学校の教室の利用状況確認や改修工事の内容などを検討して、これらの検討を基に令和9年4月に小学校に1校、中学校に1校の設置する方針を決めたものでありとお答えしてございます。

(2) になりまして、自閉症・情緒障害特別支援学級を単なる設置にとどめず、在学中から卒業を見据えた体制を整えていくことが重要であるが、見解をとということでございます。

答弁です。

保護者との連携を密にし、児童・生徒の障害の特性や状態を踏まえた進路指導を計画的に行うとともに、必要に応じて高等学校等の上級学校や医療機関、福祉部門等との情報共有を図っていく。

中学校卒業後も将来の社会的自立に向けた学びを継続できるよう、在学中から児童・生徒一人ひとりに適した進路指導を行っていくとお答えをしております。

次に、一般質問、のづ議員。1、AI時代の教育についてということでございます。

来るべきAI時代の教育のあり方について、どのような見解と展望をお持ちかということでございます。

答弁です。

生成AIは使い方によって人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げる有能な道具になることも理解し、様々なリスクや懸念点については、対策を講じた上で引き続き利活用について検討していくとお答えをしております。

私からは以上になります。

○中央図書館長 令和8年度「新宿区立図書館を使った調べる学習コンクール」の実施について、御説明いたします。

まず、この記書の下のところでございますが、例年行ってございますが、調べる学習コン

クールとは、図書館利用の促進と調べ学習の普及等を目的として、児童・生徒の「自己解決能力の育成」を図書館と学校が連携して支援するものです。

令和8年度の事業内容でございます。

まず、この調べる学習コンクールは、地域コンクールと全国コンクールの2種類がございます。地域コンクールのほうは、区立図書館が地域の学校と連携して、「調べ学習」支援講座や作品募集を行うとともに、作品を審査・表彰いたします。

次に、全国コンクールでございますが、こちらは公益財団法人図書館振興財団のほうが主催をしております。地域コンクール表彰作品のうち、最高賞の各地域図書館長賞及び次点の優秀賞を全国コンクールに推薦いたします。区内の館長賞と全国賞優秀作品につきましては、レプリカを作成し、各学校に配布いたします。

項番3でございます。地域コンクールの参加校の実績でございますが、表に記載のとおりでございます。

裏面のほうにお移りください。

項番4、地域コンクールの取組についてでございます。(1) まず主催でございますが、先ほど申し上げたとおり新宿区教育委員会になります。

(2) の応募対象でございます。新宿区内在住・在学の小学生・中学生・高校生となります。

(3) 応募作品でございますが、テーマは自由でございますけれども、公共図書館や学校図書館等を利用して調べ、まとめた作品といたします。

(4) の審査方法でございます。各校の担当図書館による一次審査・二次審査後、外部審査員と各図書館長で構成する合同審査会を実施いたします。各地域図書館長賞・優秀賞・奨励賞を選出する予定です。

また、審査後は、その結果を別途校園長会でお知らせをいたします。

(5) スケジュールでございます。

まず、4月～5月に各担当図書館が各校に伺いまして、事業の説明を行います。

そして、6月～8月に、地域図書館が館内での資料の調べ方やまとめ方などの「調べ学習講座」を行うとともに、学校の要望に応じて出張講座を実施いたします。

9月になりますと、応募作品の募集を行います。募集期間は令和8年9月1日～9月20日までを予定しております。原則としまして、各校で作品を募集受付し、応募作品は担当図書館が回収する予定でございます。

10月になりますと、地域コンクールの作品の審査を行います。

11月に、地域コンクールの表彰式を行います。今年度は令和8年11月8日日曜日、四谷区民ホールで開催の予定でございます。

次に、1月になりますと、全国コンクールの審査会がございまして、そちらの結果が発表されます。

そして3月に、優秀作品のレプリカを作成いたしまして、各校と区立図書館に配付する予定でございます。

説明は以上です。

○**教育長** 説明が終わりました。それでは、まず報告2につきまして、御意見、御質問のある方はお願いをいたします。

○**的場委員** お願いに当たるとは思いますが、今回、学校や学童クラブ等における性的被害について取り上げた議員の方々がいらっしゃいますけれども、私も中学生の娘がおりますので、この問題は非常に関心がございます。

現在、中学校では部活動の一部を専門業者に委託していますし、小学校では、4月7日から朝の子どもの居場所づくり事業がスタートしますし、今後も様々な方々が学校運営に関わっていく中、子どもたちが安心して学校生活を送れるように努めていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いたします。

以上でございます。

○**教育調整課長** 的場委員御指摘のとおり、現在新宿区立の学校は非常に多くの方々に学校運営について御協力いただいております、あるいは業務委託の形でも参画いただいております。それぞれの学校への関わり方によって、子どもたちにどういうふうに接したらいいのかというのは、お伝えの仕方、様々でございます。例えば業務委託でありましたら、業務委託の事業者に「こういうことはきちんと守らせてください」というのはお話の仕方になるでしょうし、ボランティアの形で御参加いただいている方にも、そういった心がけという言い方が適切か分かりませんが、案内は差し上げるところでございます。これからもこの点については十分に意識して進めてまいりたいと思います。

○**的場委員** よろしくお願いたします。

○**教育長** 指導課長、教員に対する指導で心がけていることがあったら、お願いします。

○**教育指導課長** 学校の中では、例えば点検などについては、朝の副校長の点検、それから主事が清掃するときの見回りのときの点検、あるいは教員が放課後各教室に入ったときにそれ

それぞれで見回るなど様々な点検を行っていますので、外部の事業者、ボランティア等様々な職員が入ってはいますが、その点検については、ここに記載されていますように複数回、様々な職員が行いながら、安全な環境を保っていきたいと考えています。

○教育長 よろしいですか。

○的場委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

次に、報告3について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

---

#### ◆ 報告4 その他

○教育長 次に報告4、その他ですが、事務局から報告事項はありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

---

#### ◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

---

午後 3時40分閉会